

**Q 5 : 入院することになりました。病院から「限度額適用認定証」を発行してもらうように言われたのですが、どうしたらよいですか？**

A 5 : 所属所を通じて「限度額適用認定申請書」を提出してください。(任意継続組合員の人は共済組合に直接送ってください。) 申請書を共済組合で受け付けた日の月の始めから共済組合が必要と認める日まで有効な限度額適用認定証を発行します。